

石 監 第 3 0 号
平成31年2月25日

請求人（3名）

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 安 倍 太 郎

住民監査請求について（通知）

平成31年1月31日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づき提出された住民監査請求については、提出された書類を慎重に審査した結果、下記の理由により却下が相当であると決定したので、その旨通知します。

なお、監査委員堀内賢市は、法第199条の2の規定により除斥しました。

記

1 請求の要旨

石巻市長は、平成25年度第2回石巻市公募型買取住宅（新蛇田地区）の買取に関し、運営委員会が承認した買取価格を違法に増額し、買取を行った。

よって、違法に増額された買取価格について、公金の返還を求める。

2 却下の理由

(1) 法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができることとし、同条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない旨規定している。

(2) 請求人が、違法な支出であると主張している平成25年度第2回石巻市公募型買取住宅（新蛇田地区）の取得に伴う公有財産購入費は平成27年4月30日に支払われており、本件請求がなされた平成31年1月31日においては、既に当該行為があった日から3年以上経過し、監査請求期間を徒過していることは明らかである。

- (3) このことについて、請求人は、「本件違法の事態を知ったのは平成30年2月のことであり、石巻市が本件違法を認めて関係者を処分したのは、平成30年4月のことである。よって、仮に本件財務会計上の行為から1年以上が経過しているとしても本件住民監査請求には地方自治法242条2項の正当な理由がある。」と主張している。
- (4) 法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由があるとき」とは、たとえば、当該行為がきわめて秘密裡に行われ、1年を経過した後はじめて明るみに出たような場合、あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過した場合などのように特に請求を認めるだけの相当な理由があるときをいう（逐条地方自治法）。
- (5) また、「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁判所平成14年9月12日判決同旨）。
- (6) さらに、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道等を待つまでもなく、住民なら誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等できる状態に置かれれば、その頃には住民が相当の注意力をもって調査すれば知ることができるとされている（東京高等裁判所平成19年2月14日判決同旨）。
- (7) これを本件請求についてみると、本件財務会計上の行為は、公有財産購入費を支払った平成27年4月30日頃には、情報公開制度により閲覧可能な状態になったと推認することができ、請求人が情報公開請求をするなどして調査すれば、当該行為の存在及び内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたと解される。
- (8) そうすると、本件請求は、閲覧可能な状態となった日から3年以上経過してなされたものであり、当該行為の存在及び内容を相当な注意力をもって調査すれば知ることができたことから正当な理由があると認めることができない。

以上のことから、監査請求期間の起算日は財務会計上の行為のあった日又は終わった日を客観的な基準とするものである以上、本件請求は監査請求期間を徒過したものであり、さらに、そのことについて正当な理由があると認めることもできない。

よって、本件請求は請求要件を欠いて不適法であるので、これを却下するのが相当であると判断する。